

「スポーツ仲裁規則」に関する理事会決定通達

平成15年6月21日に開催された、(財)日本卓球協会理事会は、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に関し、次のように通達する。

日本スポーツ仲裁機構が、平成15年4月7日設立(ホームページ <http://www.jsaa.jp>)され、平成15年6月2日より仲裁申立ての受付を開始した。

(財)日本卓球協会理事会は、これに関し、次のように決定した。

- 1-1 本会が決定した競技会への参加資格、競技会への代表選手の選定、ドーピング及びラケット検査結果に基づく処分などに対する選手またはその選手の所属する団体からの不服申立ては、スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。
- 1-2 スポーツ仲裁規則第12条(申立ての期限)に関して、本会は、次のとおり定める。
 - ・競技者が上記1-1の本会決定に関して、仲裁の申立てを行う場合、その申立ては、決定の日あるいは処分等の通達受領の日から2週間以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。
 - ・本会は、上記1-1の競技会への代表選手の選定結果に関しては、決定当日あるいは翌日に本会ホームページ(<http://www.jtta.or.jp>)に記載する。

(注) スポーツ仲裁規則第12条(申立ての期限)の記載は次のとおり。

- ・仲裁の申立ては、競技者が申立ての対象となっている競技団体の決定を知った日から4週間以内、またはその決定が効力を生じた日から6週間以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。ただし、競技団体の規則または当事者間の合意において別段の定めがある場合は、この限りではない。